

認定申請要件

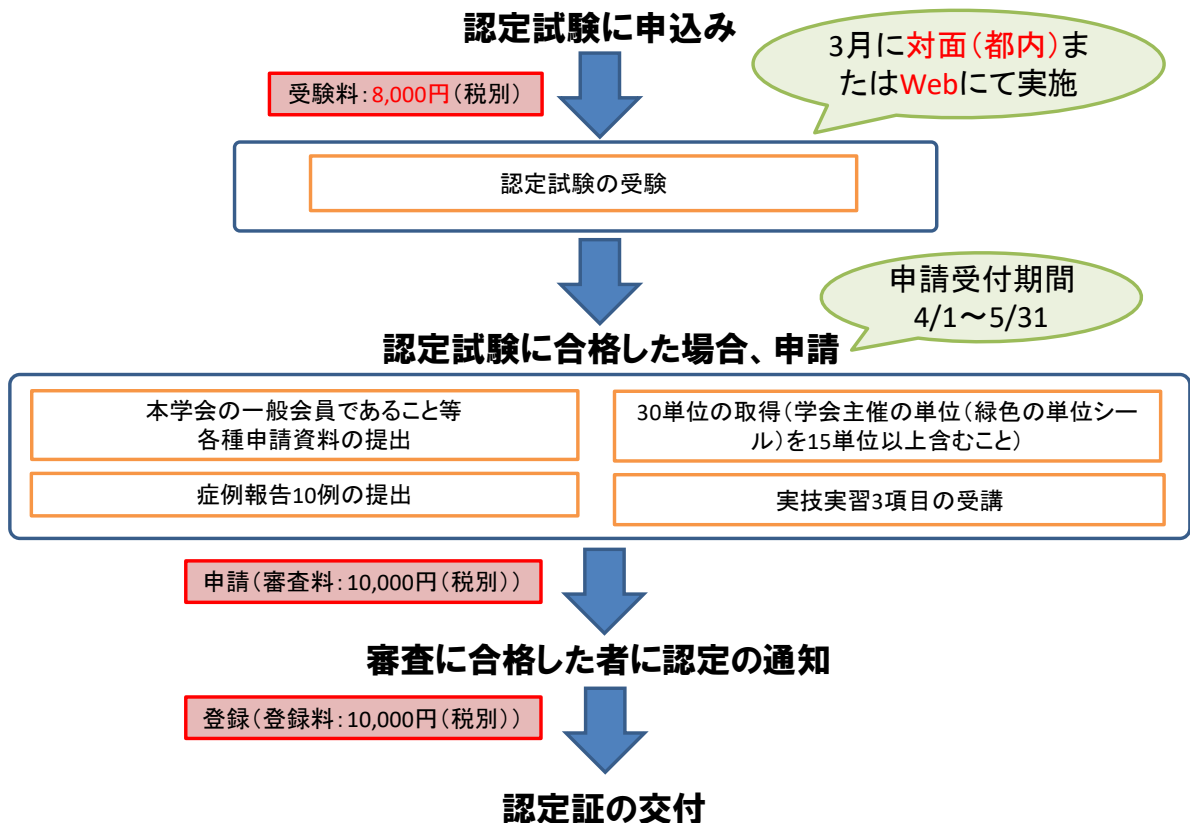
2022 年 12 月 09 日版

※修正・加筆箇所を赤字で示しています。

<目次>

- (1) 認定申請の要件
 - (1-1) 認定試験について
 - (1-2) 単位の取得について
 - (1-3) 実技実習等について
 - (1-4) 推薦書について
- (2) 更新の申請について

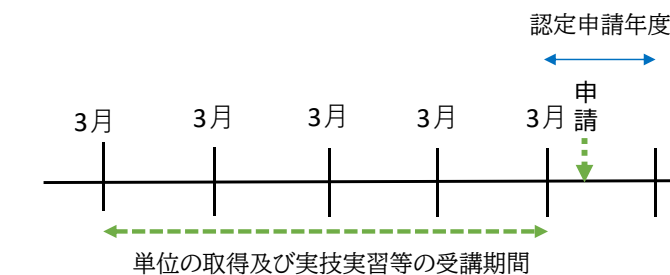
2023年度以降における認定申請について



(1) 認定申請の要件

認定制度規則の第3章及び施行細則の第3章

1. 薬剤師であること（認定申請時に免許取得後3年以上）
2. 3年度以上引き続いて本学会の一般会員であること（認定申請年度はカウントに含めない）
3. 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師であること。（**2024年度の申請から施行**）
4. 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性又は安全性に直接寄与した症例を10症例報告できること
5. 本学会の指定する研修などにおいて、30単位以上取得していること（4年度以内（認定申請年度を除く））
6. 学会の指定する実技実習などにおいて、3項目以上受講していること（4年度以内（認定申請年度を除く））
7. 本学会役員（理事、監事、評議員）あるいは、所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦があること
8. 認定試験を合格した者であること



※本学会の年度とは、3月1日から2月末までの期間です。

(1-1) 認定試験について

- 要件1～7の準備が整う見込みがある場合のみ、認定試験（**対面（都内）またはオンライン**）を受験してください。推薦書は、認定試験の合格が確定してからの取得で結構です。
- 認定試験の合格通知後に、合格された方のみ認定申請を行うことができます。
- 認定試験は3月に実施します。
- 申請受付期間は、認定試験の合格通知後、2ヶ月間となります（4/1～5/31）。
- 認定試験に合格したが、認定審査にて不合格となった者は、認定試験合格の記録を次年度申請時まで保持することができる（細則第25条）。

(1-2) 単位の取得について

施行細則

第 15 条 認定薬剤師の申請を行う者は、本学会が指定する研修等を受講し 4 年度以内（認定申請年度を除く） に 30 単位以上を取得しなければならない。

第 17 条 単位の構成は以下に従うものとする。

- (1) 日本老年薬学会学術大会への 1 回以上の参加を含むこと
- (2) 日本老年薬学会が主催する学術大会及び研修等の単位※を 15 単位以上 含むこと

※日本老年薬学会が発行する単位シール：

本学会が発行する単位シールには 2 種類あります。ご注意ください。

- 緑色の単位シール：本学会が主催（協賛、共催含む）する学術大会及び研修会等の単位
- 橙色の単位シール：本学会が後援及び単位シールの発行を認めた研修会等の単位シールであり、「日本老年薬学会が主催する学術大会及び研修等の単位」に該当しない。



- 2021 年 2 月以降の本学会主催研修会等では、「緑色の単位シール」の交付に代わり、学会サイト会員専用ページ内「参加行事閲覧」にて単位シールをダウンロード。

＜本学会が主催（協賛、共催含む）の学術大会及び研修等の単位＞

- 日本老年薬学会学術大会への参加：90 分 1 単位として最大 1 日 4 単位、2 日間 6 単位
- 日本老年薬学会学術大会での発表：2 単位（筆頭演者に限る）
- 日本老年薬学会学術大会のシンポジウム、講演の演者・講師：2 単位
- 本学会主催・共催・協賛の研修会等への参加：90 分 1 単位
- 本学会主催・共催・協賛の研修会等の講師：2 単位
- ワークショップ等に対し本学会が発行する受講証明書：2 単位／枚（但し、手元に 3 枚以上の受講証明書があり、そのうち少なくとも 2 枚は「実技実習等の受講」の申請に用い、余剰がある場合に限る）
- 日本老年薬学会学術雑誌への論文掲載（日本語論文）
 - ファーストまたはコレスポの場合：2 単位
 - ファースト及びコレスポ以外の場合：1 単位

＜その他の単位＞

- 本学会が後援する研修会等への参加：90 分 1 単位
- 本学会の単位発行が認められた研修会等への参加：90 分 1 単位
- 日本老年学会に加盟している 7 学会の学術雑誌への論文掲載（日本語論文）
 - ファーストまたはコレスポの場合：2 単位
 - ファースト及びコレスポ以外の場合：1 単位
- 老年薬学に関する英語論文掲載
 - ファーストまたはコレスポの場合：2 単位
 - ファースト及びコレスポ以外の場合：1 単位
- 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における老年薬学に関する総説や解説（ファーストに限る）：2 単位
- 日本老年学会に加盟している 7 学会（日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など）での発表：2 単位（筆頭演者に限る）
- 本学会が企画する e-learning の受講：3 講座（30 分/1 講座）1 単位（上限 4 単位）
- その他学会の学術大会・年会への参加：1 回の参加 2 単位（参加日数に関わらず 1 回とカウントし、1 学会の学術大会・年会への参加を 2 単位とする）
 - ☆ 日本老年学会に加盟している 7 学会（日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など）
 - ☆ 本学会が指定する医療系学会※

※本学会が指定する医療系学会：日本薬剤師会学術大会（地方単位及び県単位の薬剤師学術大会も含む）／日本病院薬剤師会各ブロック学術大会（県単位の病院薬剤師会学術大会及び Future Pharmacist Forum も含む）／日本薬学会年会（医療薬学フォーラム、地方会も含む）／日本医療薬学会年会／日本褥瘡学会／日本緩和医療薬学会／日本臨床腫瘍薬学会／日本静脈経腸栄養学会／日本化学療法学会／日本腎臓病薬物療法学会／日本糖尿病学会／日本骨粗鬆症学会／日本プライマリ・ケア連合学会／日本在宅薬学会

- 日本薬剤師会学術大会、日本病院薬剤師会各ブロック学術大会、日本薬学会年会以外については、地方会等を単位換算の対象としない。

表 1. 単位の申請方法

会場にて本学会単位シールを交付	- 日本老年薬学会学術大会への参加（緑色の単位シール）（※2020 年、2021 年及び 2022 年の日本老年薬学会学術大会は、緑色の単位シールの交付に代わり、参加証（6 単位）を単位として扱う） - 老年薬学総合研修会への参加（緑色の単位シールの交付に代わり、受講証明書にて 3 単位として扱う） - 本学会主催・共催・協賛の研修会等への参加（緑色の単位シール） （2021 年 2 月以降の本学会主催の研修会等の単位は、学会サイトの会員ページ内「参加行事閲覧」にて単位をダウンロード） - 本学会が後援する研修会・学術大会等への参加（橙色の単位シール） - 本学会が単位発行を認めた研修会等への参加（橙色の単位シール）	
会場にて受講証明書を交付	本学会主催・共催・協賛・後援するワークショップ等への参加による受講証明書は、1 枚を 2 単位として扱う（但し、手元に 3 枚以上の受講証明書があり、そのうち少なくとも 2 枚は「実技実習等の受講」の申請に用い、余剰がある場合に限る） （なお、2020 年 11 月以降の本学会主催のワークショップ等の受講証明書は、会員サイト会員ページ内「参加行事閲覧」にて受講証明書をダウンロード）	
その他	- 日本老年薬学会学術大会での発表 - 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)での発表	発表要旨 pdf の提出
	日本老年薬学会学術大会、本学会が主催・共催・協賛する研修会のシンポジウム、講演の演者・講師	講演概要がわかる資料 pdf の提出
	- 日本老年薬学会学術雑誌（日本語論文） - 日本老年学会に加盟している 7 学会の学術雑誌（日本語論文） - 老年薬学に関する英語論文掲載 - 医療系学会誌、医療職能団体発行雑誌、医療系商業誌における老年薬学に関する総説や解説(ファーストに限る) *論文及び総説等は、申請時から遡って過去 10 年以内に掲載されたものに限る	論文等の pdf 提出
	- 本学会が企画する以下の e-learning の受講 ➤ メディカルナレッジにおいて分野「老年薬学」に該当する講座（2023 年 11 月時点、51 講座開講） https://www.medical-knowledge.net/koza/ ➤ 3 講座（30 分/1 講座）1 単位 ➤ 申請に使用可能な単位の上限：4 単位	「受講終了日」が表示された web 画面の pdf の提出
	- 日本老年学会に加盟している 7 学会(日本老年医学会、日本ケアマネジメント学会など)の学術大会・年会への参加 - 本学会が指定する医療系学会の学術大会・年会への参加	学術大会参加証 pdf の提出（領収書は不可）

※共催・協賛・後援、本学会が単位発行を認めた研修会等につきましては、本会 HP の「■研修会等＞共催／協賛／後援」「■研修会等＞本学会主催以外の研修」に開催情報を掲載します。

(1-3) 実技実習等について

施行細則

第 19 条 認定薬剤師の申請を行う者は、4 年度以内（認定申請年度を除く）に本学会が指定する実技実習などについて 3 項目以上を受講しなければならない。

第 20 条 本学会が指定する実技実習などは、カリキュラムに則した内容である必要がある。

- 「実技実習等」とは、実技実習や体験型実習、ロールプレイや症例検討などを含むワークショップ・演習、体験型演習などのことを示します。
- 実技実習等 3 項目のコードの組合せは自由です（コード一覧：表 2）。
- 3 項目は全て異なるコードである必要があります（11-O と 11-O の場合は同じコードであり 2 項目とならないが、例えば 11-O と 11-O2 は異なるコードとして扱い 2 項目とカウントする）

a. 「受講証明書」が付与される本学会主催、共催、協賛の研修会等への参加

- b. 薬学系学会、医療系学会が実施したものに限る（薬剤師会及び病院薬剤師会については、県・地区薬剤師会、県・地区病院薬剤師会が開催したものも含む）
- 実習等の開催時間が1時間以上
 - 表1の「学会が指定する他団体実施の実技実習等」に○があるコードに該当する実技実習等

- c. その他の研修会等
- 日本赤十字社や消防署等、修了証明書が発行されるもの
 - 簡易懸濁法研究会主催または共催する簡易懸濁法認定薬剤師制度2単位に該当する実技セミナー
 - 新オレンジプランに基づき開催される「キャラバン・メイト養成研修」「認知症サポーター養成講座」や、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」等の研修

- d. 実務に関わる実技
- 「11-K感染管理・衛生環境(学校薬剤師としての勤務、ICTなど)」
 - 「11-P大学における高齢者薬物療法に関する実習指導（講師）」

コードが重複しない 3 項目

本学会が付与する「受講証明書」の見本

※2020 年 11 月以降のワークショップの

受講証明書は、学会サイト会員専用ページ内
「参加行事閲覧」でダウンロード。

一般社団法人 日本老年薬学会 受講証明書		
2017/5/13 ワークショップ アドバンスコース		
(カリキュラムコード)	(受講コース)	印
11-O	アドバンスコース 2	
所属	氏名	
・本カードは WS を受講された方にお渡ししています。本カードは認定申請に必要になります。申請される方は紛失しないようご注意ください。 (一般社団法人 日本老年薬学会 教育研修委員会)		

※老年薬学総合研修会の受講証明書はコード 11-N2 とする。

表 2. 実技実習等のカリキュラムコード一覧（コード 11. 高齢者に配慮した行動【実技】）

コード	項目名	a. 本会主催、共催、協賛の実技実習等	bc. 他団体実施の実技実習等	d. 実務従事
11-A	車椅子・高齢者疑似体験	○	○	×
11-B	救命救急・AED	○	○	×
11-C	口腔ケア実習	○	×	×
11-D	簡易懸濁法	○	○	×
11-E	在宅における医療機器	○	○	×
11-F	認知症サポート	○	○	×
11-G	フィジカルアセスメント	○	○	×
11-H	褥瘡	○	○	×
11-I	高齢者の心理・コミュニケーション	WS～Advance1～	×	×
11-J	在宅医療に関わる無菌調製	○	○	×
11-K	感染管理・衛生環境(学校薬剤師としての勤務、ICT など)	×	×	○
11-L	大学における高齢者薬物療法に関する実習指導(講師)	×	×	○
11-M	処方に関する多職種とのコミュニケーション	○	×	×
11-N	高齢者の処方検討のアプローチ(基礎)	WS～Basic～	×	×
11-N2		その他のワークショップ	×	×
11-O	高齢者の処方検討のアプローチ	WS～Advance2～	×	×
11-O2		WS～Advance3～	×	×
11-O3		WS～Advance4～	×	×
11-O4		WS～Advance5～	×	×
11-P	高齢者の栄養	○	○	×
11-Q	高齢者の運動機能	○	○	×
11-R	高齢者の感染症	○	○	×
11-R2		本学会が実施する WS	×	×
11-R3		本学会が実施する WS	×	×

※ワークショップ Advance コースは、Basic コースの内容をステップアップしたものです。Basic コース受講を修了してから Advance コースを受講することをお勧めします。

表 3. 実技実習等の申請方法

	該当コード	申請時に提出
a. 本会主催、共催、協賛の実技実習等	範囲：コード A～R（K、L 除く） 開催は決定次第、HP の下記ページにて告知します。 ■主催：「講演会・年会等」参照 ■共催・協賛：「認定薬剤師制度」＞「本会主催以外の研修会」参照	本学会発行の「受講証明書」を提出
b. 薬学系学会、医療系学会が実施する実技実習等	表 1 の「学会が指定する他団体実施の実技実習等」に○があるコードに該当する内容の実技実習等で、下記条件を満たすもの。 - 講義のみから構成されるものは該当しない - 実習等の開催時間が 1 時間以上（講義の時間枠が別途設けられている場合、講義枠の時間は含めずに実習等の枠が 1 時間以上であること） - 薬学系学会、医療系学会が実施したものに限る（薬剤師会及び病院薬剤師会については、県・地区薬剤師会、県・地区病院薬	「実技実習等出席証明書（様式 f）」を提出

	剤師会が開催したものも含む) ★「実技実習等出席証明書」：主催者が発行した参加した会の名称及び参加者名が明記された修了証や認定証、領収書、参加証を貼付するか、上記が発行されない場合には、主催者による記入・押印が必要となります。また、申請時に、プログラム（開催日、実習内容及び実習時間）が確認できるチラシ等の pdf を提出する必要がありますので保存をしておいてください。	
c. その他の研修会等	• 以下のコードについては、下記受講も認める (1) 「11-B 救命救急・AED」：日本赤十字社や消防署等、認定証が発行されるもの (2) 「11-D 簡易懸濁法」：日本服薬支援研究会主催または共催する簡易懸濁法認定薬剤師制度 2 単位に該当する実技セミナー (3) 「11-F 認知症サポート」：新オレンジプランに基づき開催される「キャラバン・メイト養成研修」「認知症サポーター養成講座」や、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」等の研修 ★「実技実習等出席証明書」：主催者が発行した認定証や修了証または、参加した会の名称及び参加者名が明記された領収書や参加証を貼付するか、上記が発行されない場合には、主催者による記入・押印が必要となります。また、(2)(3)においては、申請時に上記に該当することが確認できるチラシ等の pdf を提出する必要がありますので保存をしておいてください。	「実技実習等出席証明書（様式 f）」を提出
d. 実務に関わる実技	下記 2 項目のみ 「11-K 感染管理・衛生環境（学校薬剤師としての勤務、ICT など）」 「11-P 大学における高齢者薬物療法に関する実習指導（講師）」	「実務従事証明書（様式 g）」の提出

(1-4) 推薦書について

- 本学会役員（理事、監事、評議員）、所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦とする。
- 申請日から遡って 3 ヶ月以内のものが有効となります。

(2) 更新の申請について

認定を受けた翌年度から数えて 5 年度目に更新の手続きを行う必要があります。

詳細は「認定の更新の要件」をご参照ください。